

第5章 地域連携による利活用の促進

第1節 地域連携の必要性

第3章、第4章で解説したとおり、行政の各機関がそれぞれの役割・連携ルールを遵守することにより、“基盤地図情報のスパイラルアップ”が実現し、基盤地図情報利用のメリットを享受できます。そのためには、関係者間で連携をとることが重要です。

一方、地方公共団体における財政状況がますます厳しさを増す中、連携によるコスト縮減のメリットも期待されています。例えば、地域での連携により、データの一元整備や、共有地図を利用するなどがそれです。このような地域連携に取り組むことにより、目指すべき地理空間情報高度活用社会を実現する一助となります。

1. あるべき姿の実現のために

メリット：行政の効率化・高度化

- 各部局で共有地図を活用する。情報交換を迅速にし、効率化を図る
- データの共有・一元的整備によるコスト縮減
- 労力軽減、高度な業務への注力が可能になり住民サービス向上

基盤地図情報のあるべき姿は、位置の基準として唯一性を確保しつつ、高精度化がはかれること

- あるべき姿の実現には、国、地方公共団体、国土地理院が連携する必要がある
国土地理院が行った実証実験で、基盤地図情報を利活用することのメリットは実証済み
- メリットを享受するためには、関係者の連携協力が必要である

2. 地域連携の具体化にあたって

具体的にどのように連携するか

- 地域の実情に応じていろいろな連携が考えられる
- 具体的には、「地域の連携協議会（後述）」で決めていく
- このとき、どういう単位で連携し、具体的にどのように実行していくか、が重要なポイント
 - ・ 連携する運用圏域を決める。市か県か広域を目指すか
 - ・ 連携の関係者は誰か
 - ・ 連携、協力の内容（役割分担）
 - ・ 実現に向けた方針、目標（ロードマップ）など

みんなで連携して協力する、各自が役割をこなすことで、はじめてメリットがある理想の姿が実現します。

第2節 産学官地方連携協議会

基本法では、国、地方公共団体、関係事業者等の連携の強化が明記されています。

国土地理院においても、地域連携の強化を重点施策として取り組んでおり、地理空間情報の活用推進に関する行動計画（G空間行動プラン）においても、具体的施策としての都道府県担当者会議の開催や、産学官連携協議会の設置が記されています。このため、国土地理院では、産学官からの代表の参加のもと、産学官地方連携協議会を各地域で設立し、地理空間情報の整備・更新・利活用を推進するための取り組みや情報交換を開始しています。

1. 連携協議会の位置づけ - 国の連携協議会と地方における連携協議会 -

政府は、地理空間情報にかかる課題認識と産学官での情報共有を図り、効果的な活用を推進することを目的に、産学官連携協議会を設置し活動を行っています

国土地理院は、その理念を地域で実践することを目的に、全国の各地方測量部等において、地域における産学官連携協議会による協力・共同の取組を行っています

2. 地域における連携協議会について

- 名称：地理空間情報産学官 地方（地区）連携協議会
- 目的：地理空間情報に係る課題認識と情報について各地区における産学官の間で共有を図り、もって、地理空間情報の効果的な活用を推進

3. 連携協議会の主な活動内容

地理空間情報産学官 地方（地区）連携協議会の主な活動内容

活動

- ・全体会議は、各年度2回程度開催。
- ・事務局は、国土地理院各地方測量部等に設置。

活動内容

1. 地理空間情報の利活用に資する情報交換を行うとともに、本協議会の構成員間で情報共有を図る。
2. 平成21年度に国土地理院で実施した「広域における地理空間情報の整備・更新モデル検討業務」の成果である「基盤地図情報を利用した地理空間情報整備のための手引」を基に地理空間情報整備を検討する。
 - 検討項目
 - 基盤地図情報を位置の基準とした地理空間情報整備・更新の検討
 - 地域における関係者の連携・協力体制の構築に関する検討
 - 情報共有項目の検討
 - その他
3. 構成員間の地理空間情報の整備・更新・活用等に関する情報交換や事例紹介を行う。検討を推進するための専門部会（WG）を設置することも検討する。
4. 地域や関係者への情報発信の機会として、報告会やセミナー等を開催する。

第3節 当面行う連携（地域における今後の展開）

各地域の連携協議会においては、地域における今後の展開や、具体的な取組について議論を進めていく必要があります。以下に地域の連携協議会で当面行う取組の案として、国土地理院が平成20～21年度に実施した「広域における地理空間情報の整備・更新モデル検討委員会」で得られた知見を展開させる活動の取組案を示します。

地域における基盤地図情報を柱とした地理空間情報の整備状況に関する知見の共有

地域の連携協議会における意見交換や情報共有により、地理空間情報の整備状況や電子化状況を把握します。そのうえで地域における基盤地図情報を柱とした地理空間情報の整備について、本手引に記載された連携モデルや利活用事例を参考に知見を整理し、情報を共有します。

広域のデータ整備において、各機関・部局における地図の電子化や国土地理院への測量成果・図面の集約が有効であることの認識の共有。

広域のデータ整備で、各機関・部局が、自らの部署に課せられた役割（地図情報を電子化して提供する）を果たすと、国土地理院にはさまざまな情報が集約されます。これにより、基盤地図情報を新鮮、高精度に維持（スパイラルアップ）することが可能となります。新鮮、高精度に維持された基盤地図情報を利活用することにより、各機関・部局は広域において地理空間情報を効率よく高精度に維持することができます。

共有化されたデータの有効性を示す実証実験の成果等の普及とフォローアップ

本手引の第4章に実証実験の結果と利活用効果について解説しています。ここでは基盤地図情報を利用して行政のさまざまな地理空間情報を整備することで、コスト縮減や利便性向上、住民サービス向上などの効果が期待できることを明らかにしています。

地域における連携協議会で、このような実証実験の成果等について理解を深め、地方公共団体等への普及を計画するとともに、具体的な取組が可能な地方公共団体に対しては技術的なサポートを行うなど、普及に向けたフォローアップを図っていく必要があります。

また、すぐに具体的な取組ができない場合でも、勉強会の開催等、将来的に普及促進を目指す取組を始めることが有効です。

基盤地図情報等の整備・更新を目的とした、地域における各機関の役割に関する具体的検討

本手引の第3章第2節では、基盤地図情報の整備・更新を継続的に行っていくために、自分達がどのように振舞えばいいのか、その役割等をモデルとして示すとともに、地域の実情に応じた取組を推奨しています。したがって、各地域の連携協議会では、モデルを自分たちの地域にどのように適用できるのか、具体的な取組をどう進めていくか、等について検討を進め、地域の実情を踏まえて、モデル的、段階的に実践していくことが重要です。